

BTMU CHINA WEEKLY



■ TOPICS

- 中国人民銀行・利下げ及び預金準備率引下げを発表

■ WEEKLY DIGEST

【産 業】

- 7月の70大中都市住宅価格 31都市で前月比上昇

【貿易・投資】

- 7月の対内直接投資 前年同月比+5.2%

【金融・為替】

- 7月の外国為替資金残高 前月比▲2,491億元の大幅減
- IMF 中国に早期の変動相場制移行を提言

■ RMB REVIEW

- 人民元下落は一服し、横ばい圏で推移か

■ EXPERT VIEW

- 外国法人の持分譲渡に係る譲渡益課税



本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

CHINA WEEKLY

TOPICS

中国人民銀行・利下げ及び預金準備率引下げを発表

中国人民銀行(中央銀行。以下 PBOC)は 2015 年 8 月 25 日、同行 HP 上で金融機関の人民元預金準備率引下げ及び人民元預金・貸出基準金利の引下げ、合わせて一年超の定期預金の上限金利の撤廃を発表した。

1. 発表内容

(1) 預金準備率引下げ(9 月 6 日より)

1. 全ての金融機関は預金準備率を 0.5%引下げ
2. 県域農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社と村鎮銀行などの農村金融機構はさらに 0.5%引下げ
3. そのほかファイナンスリース会社及びオートローン会社の預金準備率を 3.0%追加引下げ

(2) 人民元預金・貸出基準金利引き下げ(8 月 26 日より)

(単位;%)

	変更前		変更後	変更幅
1. 預金金利				
(1) 流動性預金	0.35		0.35	不変
(2) 定期預金				
3ヶ月	1.60	3ヶ月	1.35	-0.25
6ヶ月	1.80	6ヶ月	1.55	-0.25
1年	2.00	1年	1.75	-0.25
2年	2.60	2年	2.35	-0.25
3年	3.25	3年	3.00	-0.25
2. 貸出金利				
1年以内	4.85	1年以内	4.60	-0.25
1年超5年以内	5.25	1年超5年以内	5.00	-0.25
5年超	5.40	5年超	5.15	-0.25

- (3) 一年超(1 年を含まず)の定期預金の金利上限を撤廃、普通預金及び 1 年以下の定期預金金利の上限は変更なし(8 月 26 日より)

CHINA WEEKLY

2. 背景

今回の利下げは6月以来2ヶ月振り、昨年11月以降5度目となる。8月11日の人民元米ドル為替レートの基準値(中間値)の決定方法の変更以来、矢継ぎ早での政策発表となっているが、足元の中国内株式市場の混乱はグローバルな株式市場の混乱の一因とされており、何らかの措置が取られる可能性はあった。然しながら、今回は人民元買い方向の介入による市場からの資金吸収を補う「預金準備率引下げ」予測は強かったが、米国の9月利上げを前提としていた先週までは、それに逆らう形の追加利下げを予想する向きは少なかった。

PBOCは今回の発表(Q&A)の中では、2014年11月以来、利下げの効果は社会融資コストの引下げに効果が出てきているとした上で、前回利下げ後の2ヶ月間での物価上昇は季節性要素も強く、引き続き金利引き下げの余地ありと判断した、としている。一方、預金準備率の引下げについては8月11日以降の人民元米ドル為替レートの調整の過程で生じた流動性不足を補完するもの、としている。また、今回はファイナンスリース会社及びオートローン会社の預金準備率引下げ目的を「消費拡大を奨励する」と明確にしていることがこれまでとの相違点である。

一年超の定期預金の金利上限の撤廃はももとの今年度内のスケジュールに沿って、このタイミングで発表したとも取れる。これまでの大口CD金利自由化、預金保険制度の整備を強調した上で、今の物価水準が安定し市場利率の上昇圧力が弱い今を好機と捉えたようだ。

また、この上限撤廃措置後の価格形成は何を基準として行われるか(すなわち、基準金利の今後の意義について)については、引き続き期間グリッドごとの基準金利を継続し、各金融機関のプライシング基準の参考として存在させる意向である。

3. 所見

8月25日の上海株式総合指数は終値ベースで、昨年11月以来の3,000ポイント割れ。日経平均も18,000円台を割り込んだ。この数日の世界的な株式市場の下落は必ずしも中国だけに起因するものではないが、人民元米ドル為替レートの調整が中国経済の実態について鈍化の憶測を生み、これがトリガーのひとつとなったのは否めない。一方で、本日この利下げ発表を受けた後の欧州市場は利下げに素直に反応し、全面的に値を戻しつつある(北京時間25日午後9時時点)。世界の注目が集まる中、一旦は中国の中央銀行として面目を保った形と言えよう。

中国にとって、この8月は人民元安への調整と金利の引下げをほぼ同時に行う、という極めて難しい判断を迫られた月となった。これを実施可能と判断したのは、米国の利上げ観測の後退、という要素もあったものと思われるが、そもそも米国の利上げ観測の後退を決定的にしたのが人民元安への調整であったことを考えると、足元の中国株式市場の混乱はもはや中国一国の政策、あるいは市場コントロールでは解決が難しくなっていることを示唆している。9月以降は習近平国家主席の訪米等の外交イベントが予定されているが、国家間での政策協調を進める必要が増している。

以上

CHINA WEEKLY

(8月25日午後6時15分 中国人民銀行 HP 発表の参考日文訳)

【中国人民銀行、預金貸出基準金利及び預金準備率引下げを決定】

中国人民銀行は、2015年8月26日より金融機関の人民元貸出預金基準金利の引下げを決定し、企業融資コストの更なる引下げを行う。その中、金融機関の1年貸出基準金利は0.25%引下げ4.6%とする。1年預金基準金利は0.25%引下げ1.75%とする。その他各年限の貸出及び預金基準金利、個人住宅積立金の預金貸出利率も相応に調整する。同時に、1年超(1年を含まず)の定期預金金利の上限を撤廃し、普通預金及び1年以下の定期預金金利の上限は不変とする。

2015年9月6日より、金融機関の人民元預金準備率を0.5%引下げ、銀行システムの流動性を適度に充実した水準に維持し、貸出の安定且つ適度な成長を導く。同時に、金融機関による「三農」と零細企業への支援能力を更に増強させるため、県域農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社と村鎮銀行など農村金融機構の預金準備率を追加で0.5%引下げる。また、ファイナンスリース会社とオートローン会社の預金準備率を追加で3.0%引き下げ、消費拡大作用の発揮を促進する。

【中央銀行責任者による基準金利及び預金準備率引下げ措置に関する記者問答】

1. 今回出された基準金利及び預金準備率引下げの組合せ措置において主に考慮したことは何か？

答：目下、我が国の経済成長には引き続き下押し圧力が存在し、安定成長、構造調整、改革推進、人民生活を豊かにし、リスク防衛を図る任務は極めて困難な状況にある。グローバル金融市場は最近大変動が現れており、更なる貨幣政策ツールの弾力的な活用が必要となり、経済構造調整と経済の安定且つ健全な発展のために、良好な貨幣金融環境を創造する。

今回の貸出及び預金基準金利の引下げの主要目的は、基準金利の誘導作用を継続的に発揮し、社会融資コストを引き下げ、金融機関貸出利率の持続的な低下をもたらすことにある。2015年7月の金融機関貸出の加重平均金利は5.97%で、2011年以来初めて6%以下の水準に下落し、社会融資コスト高の問題は緩和されている。直近2ヶ月のCPIは上昇しているものの、主に豚肉価格の明らかな上昇など構造的な要素の影響を受けており、全体的な物価水準は依然として歴史的低位にあり、価格ツールを再び使用し社会融資コストの低下を更に促進させるため、その条件を提供している。このため、国务院の批准を経て、人民銀行は追加で貸出預金基準金利の引下げを決定し、金融機関貸出利率と各市場金利の低下を促し、マクロ調整の政策効果を強固にする。

今回の預金準備率引下げは主に、銀行システム流動性の変化に基づき長期流動性を適度に提供することで流動性の適性水準を保持し、経済の安定且つ健全な発展を促進させる。人民銀行は先日人民元米ドルの中間値発表制度を改善し、過去の中間値と市場レートの乖離に対して改善を図った。為替市場が均衡水準に向かう中、流動性変動も引き起こし、相応に流動性逼迫を補う必要があり、預金

CHINA WEEKLY

準備率引下げはこの作用を引き出す。この他、今回枠外で県域農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社と村鎮銀行及びファイナンスリース会社とオートローン会社の預金準備率を追加で引き下げたのは、主にそれら金融機関が「三農」、零細企業に対する支援を強化し、消費拡大の支援力を引き出すためである。

2. 今回基準金利引下げと併せて 1 年超定期預金金利の上限を撤廃した背景と意義は何か?何故 1 年以内の定期預金金利及び普通預金金利の上限は不変としたのか?

答:党中央、国務院の戦略部署に従い、近年、人民銀行は金利市場化改革の推進を加速させ、重要な進展を実現している。目下、預金以外の利率管理は全面開放しており、預金利率の上限は既に基準金利の 1.5 倍に拡大している。企業及び個人に対する大口 CD は正式に解禁され、市場利率の価格決定メカニズムは絶えず健全化され、中央銀行の利率調整能力は増強している。また、預金保険制度は順調に開始し、更なる金利市場化改革の条件は更に成熟に向かっている。同時に、目下我が国の物価水準は全体的に低位にあり、銀行システム流動性の総量は潤沢で、市場金利が上昇する圧力は相対的に小さい。これらもまた、金利市場化改革の推進に対して比較的好ましいマクロ環境とタイミングを提供した。

斯かる状況下、改革は調整の中にあり、基準金利引下げと組み合わせて金利市場化改革を進め、1 年超定期預金金利の上限を撤廃し、我が国の金利市場化改革はまた重要な一步を踏み出した。金融機関が自主価格決定する余地を更に拡大することに伴い、金融機関の自主決定能力を強化し、経営モデルの転換を加速し、金融サービス水準を引き上げることに有利なだけでなく、資金価格が市場の需給関係を真に反映させることにも有利であり、市場の決定作用を十分に発揮し、社会融資コストの低下を促し、経済の健全な発展の維持に対して積極的な意義を持つ。

3. 1 年超定期預金金利の上限撤廃後、金融機関に対してどのように科学的で合理的な価格決定を誘導していくのか?

答:1 年超定期預金金利の上限撤廃後、人民銀行は継続的に関連する措置を整備し、更なる金融機関の科学的合理的な価格決定を誘導し、公平で秩序のある市場競争を維持する。一、現行の預金基準金利発表の方式は継続する。基準金利の誘導作用を更に発揮し、金融機関の 1 年超定期預金金利の価格決定のため、重要参考指標を提供する。二、金利調整と伝達メカニズムを改善する。中央銀行の金利調整システムを更に健全にし、金利調整能力を増強する。金融市場における指標レート育成を強化し、市場金利システムを改善し、貨幣政策の伝達効率を引き上げる。三、自律管理作用を発揮する。市場金利の価格決定メカニズムを指導し、価格決定の重要作用を更に発揮し、「依法合规(法に従い、コンプライアンスを遵守)」、「激励と制約を並列して進める」の原則に基づき、金利決定が良好な金融機関に対して優先的に更に多くの市場価格決定権と新商品組成の権限が与えられ、大口 CD 解禁の対象と同業者間 CD の投資範囲を拡大する。預金金利が合理的な水準を超過し、市場秩序をかく乱させる金融機関に対しては必要な自律制約を加える。

CHINA WEEKLY

4. 中央銀行が最近提供した流動性操作は何か？

答：中央銀行が流動性を提供するチャンネルとツールは比較的多く、預金準備率引下げ以外に、最近中央銀行はリバースレポ、MSL(Midterm Lending Facility)、PSL(Pledged Supplementary Lending)などを実施し、市場流動性と貸出資金を増加させている。8月以降、リバースレポによって投じた流動性は5,650億元に上り、中央国庫現金は商業銀行定期預金操作を実施し600億元の流動性を投じた。8月19日には1,100億元の6ヶ月MLF操作を実施、利率は3.35%、市場流動性を増加させると同時に、金融機関が零細企業と「三農」など国民経済の重点領域と脆弱な分野に対する支援強化を誘導する。継続的にPSLを通じてプロジェクトファイナンスの支援のため長期安定、適正なコストの資金源を提供し、7月末のPSLの残高は8,464億元、年初比4,633億元増加した。適時に価格レバレッジの作用を発揮し、適正な預金基準金利の調整のため、今年に入って3度PSLの資金レートを引下げ、バラック地区改造に対する支援力を強化し、融資コストの低下を促した。この他、中央銀行は継続的に農業支援、零細企業支援のための再融資、再割引を通じて、金融機関による「三農」及び零細企業の貸出増加を支援した。7月末、農業支援再貸出の残高は2,139億元となり、前年同期比262億元増加。小微企业支援の再融資は残高625億元、これは前年同期比254億元の増加。再割引の残高は1,272億元、これは前年同期比118億元の増加。

続いて、中央銀行は継続して注意深く流動性変化を監視し、各種ツールを総合的に活用して流動性を調節する。また、流動性の合理的水準と貨幣市場の安定推移を維持し、貨幣信用の安定適度な成長を誘導し、経済の安定且つ健全な発展を促進する。

(2015年8月25日)

作成：三菱東京UFJ銀行(中国)有限公司 環球金融市場部 021-6888-1666 ex) 2910~2918

当資料は相場情報の提供を唯一の目的としたもので、投資勧誘を目的としたものではありません。投資の最終決定は投資家ご自身の判断でなされるようお願い致します。当資料は信頼できる情報に基づき作成したのですが、その正確性、安全性を保証するものではありません。また、過去の結果が必ずしも将来の結果を暗示するものではありません。当資料は執筆者の見解に基づき作成されたものであり、弊社の統一された見解ではありません。当資料は使用することにより生ずるいかなる種類の損失についても弊社は責任を負いません。尚、当資料の無断複製、複写、転送はご遠慮下さい。当方の都合で、本レポートの全部または一部を予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。

CHINA WEEKLY

WEEKLY DIGEST

【産業】

◆7月の70大都市住宅価格 31都市で前月上昇

国家統計局は18日、7月の70大都市の不動産価格指数を公表した。

新築商品住宅価格については、前月上昇した都市数は前月より4都市増加して31都市と、5ヶ月連続の増加となり、前月比下落した都市数は前月より5都市減少して29都市と、5ヶ月連続の減少となった。具体的には、深圳市が前月比+6.3%、上海市が同+1.9%、北京市が同+1.4%、広州市が同+1.2%と上昇幅が大きく、西寧市(青海省)が同▲0.7%、錦州市(遼寧省)、蜂埠市(安徽省)、済寧市(山東省)、湛江市(広東省)が同▲0.6%と下落幅が大きかった。

同局は、一線都市(注)は全ての都市で価格が上昇したうえ上昇幅が依然高い一方、二線都市(注)は大多数の都市の価格が上昇したものの、上昇幅は一線都市を下回っており、三線都市(注)の大部分は価格がなお下落していると指摘した。

また、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月より1都市増加の3都市、下落した都市数は前月より1都市減少の67都市、うち、前月より下落幅が縮小した都市数は61都市に上り、6月より5都市増加したという。具体的には、深圳市が前年同月比+24.0%、上海市が同+3.6%、北京市が同+1.2%と上昇幅が大きく、湛江市(広東省)が同▲9.7%、丹東市(遼寧省)が同▲8.9%、錦州市(遼寧省)が同▲8.8%と下落幅が大きかった。

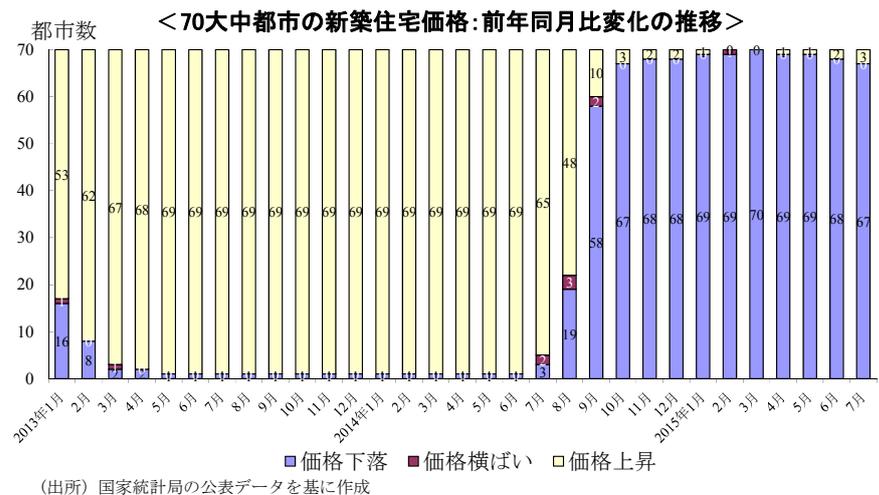
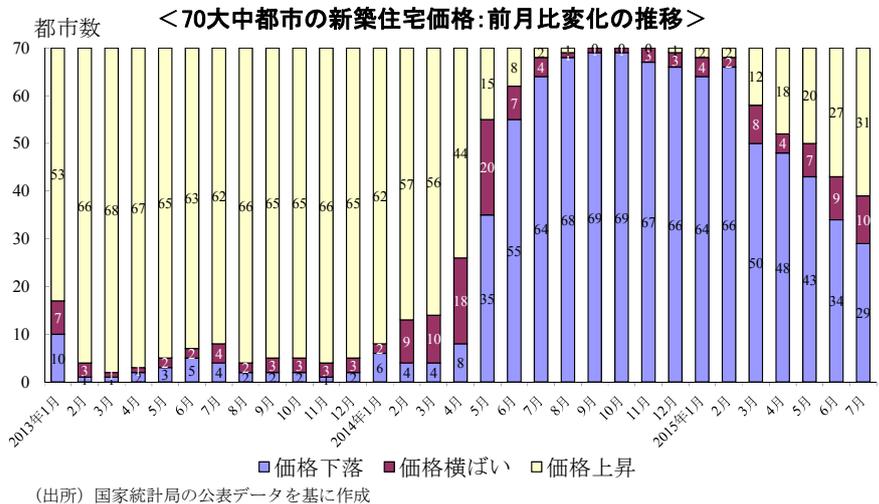
(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市。二線都市:省都、副省級都市を含めた31都市。
三線都市:70都市から上記一線・二線都市を除いた35都市。

【貿易・投資】

◆7月の対内直接投資 前年同月比+5.2%

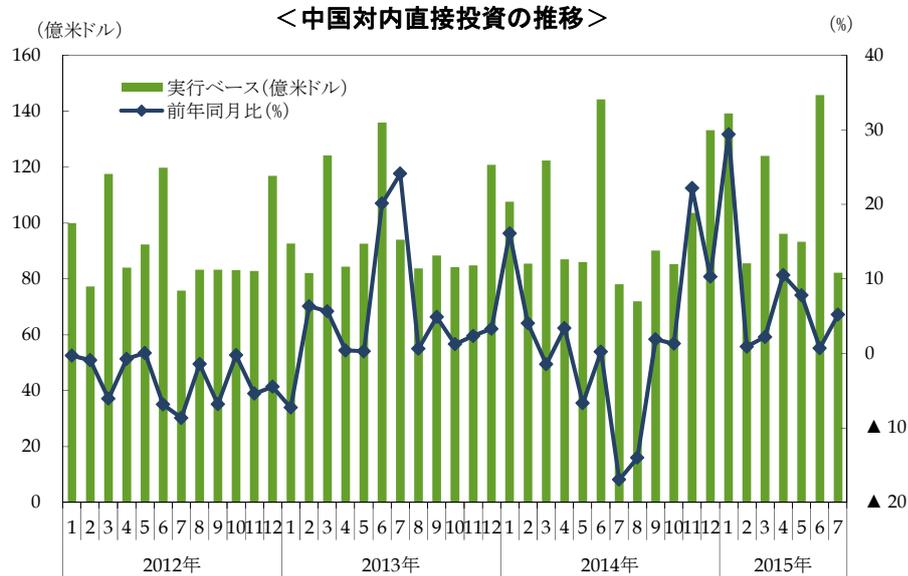
商務部の19日の発表によると、7月の新規設立の外資企業数は前年同月比+9.6%の2,495社、対内直接投資額(実行ベース)は同+5.2%の82.2億米ドルとなった。1-7月累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+8.8%の14,409社、対内直接投資額は同+7.9%の766.3億米ドルと、投資額の伸び率は1-6月より0.4ポイント鈍化した。

国別では、1-7月の日本からの直接投資額は前年同期比▲24.2%の21.4億米ドルと、減少幅は1-6月に比べて7.9ポイント拡大。米国からは同▲29.2%の12.8億米ドルと減少幅は1-6月に比べて8.4ポイント縮小したものの、落ち込みは最も大きかった。ASEANからは同▲2.1%の40.9億米ドルと減少幅は1-6月に比べて0.3ポイント縮小。一方、EUからは同+18.4%の45.3億米ドルと増加幅は1-6月より4.7ポイント拡大し、高い伸び率を維持した。



CHINA WEEKLY

産業別では、1-7月のサービス業への投資額は前年同期比+19.6%の475.0億米ドルで、全体の62.0%を占めたのに対し、製造業への投資額は同▲5.4%の238.4億米ドルで、全体の31.1%を占め、サービス業への投資規模は製造業の約2倍に達した。



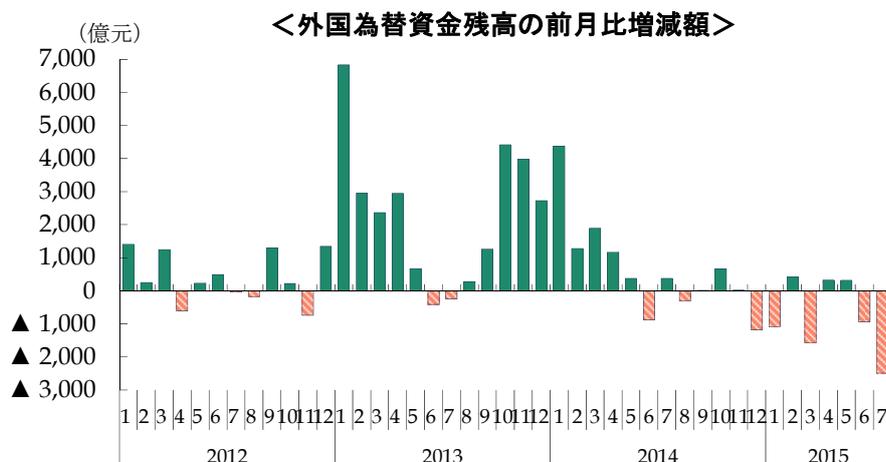
(出所) 商務部の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆7月の外国為替資金残高 前月比▲2,491億元の大幅減

中国人民銀行の14日の発表によると、7月末の外国為替資金残高は、前月より2,491億元減少して28兆9,083億元と、過去最大の減少額となった。米利上げ観測による人民元転意欲の低下や、中国経済の減速、人民元安観測による海外への資金流出の加速が外国為替資金残高の大幅な減少に繋がったと見られる。

同残高は人民元に両替された外貨量を示すもので、同残高の減少は中国国内に出回る人民元資金量が減ることを意味するため、今後、利下げ、預金準備率引下げ等の追加金融策が実施される可能性が高まったと見られている。



(出所) 中国人民銀行「Summary of Sources And Uses of Credit Funds of Financial Institutions(RMB)」を基に作成

CHINA WEEKLY

◆IMF 中国に早期の変動相場制移行を提言

国際通貨基金 (IMF) は 14 日、中国に関する年次報告書の正式発表とともに、中国担当者による意見発表会を開いた。

先般の中国人民銀行の基準値 (中間値) 算定方法の変更について、市場原理に基づく為替相場形成に繋がると評価。一方、国際金融市場との統合が急速に進んでいるため、2~3 年以内に実質的な変動為替相場制を実現させるべきと指摘した。また、5 月に IMF が示した「人民元は過去 1 年の大幅な上昇により、もはや過小評価されていない」とする見方について、今回の人民元の下落を受けても評価は変わらないことを強調した。

また、足元の株式市場の調整について、中国政府が市場支援策としてとった措置は市場の混乱回避に有効だったと評価する一方、こうした措置は可能な限り早期に解消し、市場主導のシステムに戻すべきと指摘した。

人民元の SDR (特別引き出し権) 構成通貨への組み入れについては、人民元の新たな基準値算定方法は SDR の通貨バスケット構成の決定に直接影響しないとしつつ、人民元が採用された場合は市場連動性の高い為替相場が SDR の運用に役立つとの見方を示した。

なお、IMF の理事会は 11 日、SDR 構成通貨の見直しについて、SDR の円滑なオペレーションのために十分な準備期間を設ける必要があるとし、年末に期限が来る現行の通貨の構成は来年 9 月末まで延長し、年内には人民元の組み入れ可否を決定することを発表した。

RMB REVIEW

◆人民元下落は一服し、横ばい圏で推移か

今週の中国人民元は 6.40 付近で寄り付いた。中国人民銀行 (以下、PBOC) は先週 11 日に対ドル基準値を前日比 1.9% の元安水準へ設定以降、実勢相場も大幅に下落。それに合わせて基準値も元安に設定されるといったことが続き、一時は 6.45 台を示現した。ただ、13 日に PBOC は基準値切り下げによる乖離の修正は基本的に完了したと説明。以降、対ドル基準値は 6.40 付近で安定的に推移し、実勢相場も 6.39 台を中心にほぼ横ばいの推移となっており、ひとまず落ち着きを取り戻している。

18 日に国家統計局が発表した 7 月の主要 70 都市新築住宅価格は、前月比 +0.2% となった。前月と比べて値上がりした都市が 31 都市となり、6 月の 27 都市から増加している。

PBOC による今回の措置の背景には、指摘されている元高の是正に加えて、IMF が報告レポートの中で人民元の基準値と実勢相場の水準の乖離を指摘し、SDR に組み入れた場合、人民元の評価が難しいとの見方を示したことも影響していると見られる。実際、PBOC が発表した声明では「マーケットメーカーは前日のクローズレートを考慮した上で、中間レートを中国外貨取引センターに提示すること」とされている。今週の対ドル基準値と実勢相場はほぼ同水準となっており、PBOC の説明どおり、基準値引き下げによる乖離の是正は一旦終了した可能性が高い。

足もとではドル高・アジア通貨安が続いている上、香港のオフショア市場 (CNH) で人民元は 6.45 付近まで下落しており、元安余地はまだあると見られる。しかし、過度な元安進行は資本流出を招くため、政府や金融当局は継続的な元安を望まないだろう。そのため、PBOC は、当面人民元相場の安定化に注力すると見られ、来週の人民元も 6.40 を中心とした推移が継続すると予想する。

(8 月 21 日作成) (グローバルマーケットリサーチ)

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		前日比	
2015.08.17	6.3938	6.3915~ 6.3967	6.3947	0.0029	5.1385	-0.0010	0.82461	0.0005	7.0908	-0.0296	2.6000	4184.88	30.18
2015.08.18	6.3923	6.3835~ 6.4166	6.3938	-0.0009	5.1475	0.0090	0.82492	0.0003	7.0903	-0.0005	2.5200	3928.03	-256.85
2015.08.19	6.3949	6.3945~ 6.4019	6.3955	0.0017	5.1481	0.0006	0.82483	-0.0001	7.0745	-0.0158	2.7000	3975.45	47.42
2015.08.20	6.3937	6.3830~ 6.4007	6.3890	-0.0065	5.1518	0.0037	0.82415	-0.0007	7.1068	0.0323	2.2000	3840.15	-135.30
2015.08.21	6.3904	6.3870~ 6.4000	6.3887	-0.0003	5.1965	0.0447	0.82408	-0.0001	7.1874	0.0806	2.5500	3677.06	-163.09

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

外国法人の持分譲渡に係る譲渡益課税

外国企業が中国の会社に対して有する持分を譲渡し、当該譲渡により譲渡所得が生じた場合には、当該所得に対して中国政府は課税権を有しています。今回は、外国企業の持分譲渡所得に対する課税について、実務的な観点からの留意を含め、若干、細かい論点について、検討してみたいと思います。

Q: 当社(A社)は、日本企業B社と中国に共同で出資して合弁会社C社を設立・運営してきたのですが、今般、当社のC社に対する持分(1,000万日本円)の全てをB社に譲渡しました。C社の経営は、浮き沈みはありましたが、持分譲渡時点で、帳簿上は若干の利益剰余金がありました。持分譲渡代金については、当社の希望で合弁解消にいたった経緯もあり、当初の出資額と同額である1,000万日本円で譲渡しました。

上記の持分譲渡について、C社が税務登記の変更手続を処理するに際して、税務当局より、当社に対して次のような方式により企業所得税を納税するように指導がありました。税務当局の指導は適切で、当社は納税義務を負うのでしょうか？

- (1) 持分譲渡契約締結日の為替レートをもって、合弁会社の純資産簿価を円に換算して1,500万日本円とし、取得原価1,000万日本円との差額500万日本円を人民元に再換算して20%の税率で納税する。
- (2) 一日2%の延滞金が生じており、これを支払う。

A: 本ケースにおける税務当局の指導については、次の点に、法適合性の観点で疑義があります。

- (1) 適用される企業所得税の税率は20%でなく、10%であること。
- (2) 延滞金(滞納金)の料率は一日2%ではなく、0.05%であること。
- (3) 延滞金の起算日について明確な説明がないようですが、仮に「持分譲渡契約締結日」を起算日とする方針であればこの日を起算日とする法的根拠がないこと。
- (4) 納税額を人民元に換算する際に持分譲渡契約締結日の為替レートをもってこれを行う旨を説明しているようですが、法的には、実際の納税日の為替レートをもって換算すべきであること。

上記点を除き、本ケースでA社には、その持分譲渡所得に対して中国で企業所得税を納付し、また、一定の期間についての延滞金を支払う義務があると考えるのが合理的です。本ケースの税にかかわる法的問題や実務上の取扱いの留意点については、論点が多岐にわたるため、以下の検討をご参照ください。

1. 外国法人の持分譲渡所得に対する企業所得税の適用税率について

- (1) 「企業所得税法」(以下「税法」といいます。)4条2項は、外国法人が中国国内に所得の源泉となる機構・場所を設けていない場合の所得(税法3条3項)に対する企業所得税の税率を20%と規定しています。

CHINA WEEKLY

- (2)しかし、税法 27 条(5)号は、税法 3 条 3 項に定める所得について、企業所得税を免税又は減税することができる旨を規定し、更に「企業所得税法实施条例」(以下「实施条例」といいます。)91 条 1 項は、税法 27 条(5)号に定める所得について、10%の税率に減じて企業所得税を課税する旨を規定しています。
- (3)従って、本ケースで、A 社の持分譲渡所得に対して課される企業所得税の税率は、課税所得に対して 10%となります。

2. 外国法人の持分譲渡所得についての課税所得計算について

- (1)「国家税務総局の外国法人の持分譲渡所得の企業所得税の管理を強化することに関する通知」(国税函[2009]698号。以下「698号文書」といいます。)3条1項は、「持分譲渡所得」とは、「持分譲渡価格から持分原価を控除した後の差額」と定義しています。
- (2)上記の「持分原価」については、698号文書3条3項が「持分譲渡人が投資して資本参加した時に中国の居住者企業に実際に交付した出資金額」と定義しており、本ケースでは、1,000万日本円がA社の持分原価となります。
- (3)「持分譲渡価格」については、698号文書3条2項が「持分譲渡人が譲渡する持分について取得した現金・・・等の金額」と定義しています。しかし、この金額は実際の契約上の持分譲渡代金ということではなく、いわゆる税務上の公正価格であることが必要です(实施条例13条等)。
- (4)では、「持分譲渡価格」についての税務上の公正価格については、いずれの時点を基準としてこれを確定すべきか、については、明確な規定が設けられていません。企業所得税が納税義務者の実現した利得に担税力を見出す税であることから考えると、「所得」は、納税義務者が利得を実現した時、例えば、持分譲渡実行日を基準としてその課税所得を計算するのが法に整合的な理解とも考えることができます。この観点から698号文書2条は、「源泉徴収義務者が法により源泉徴収せず、又は源泉徴収義務を履行するすべがない場合には、外国法人は自ら契約、合意に約定された持分譲渡の日(譲渡人が事前に持分譲渡収入を得る場合には、実際に持分譲渡収入を得た日)から7日以内に、持分を譲渡される中国の居住者企業所在地の主管税務機関(当該居住者企業の所得税の徴収管理に責任を負う税務機関)に企業所得税を申告して納付しなければならない。」として、持分譲渡の日＝利得実現日をもって納税期限の起点としています。しかし、弊職が知る限り、上記のように持分譲渡実行日を基準として厳格に「持分譲渡価格」についての税務上の公正価格を確定する実務はないようです。原則として、上記の公正価格を証する資料として、「専門項目監査報告書」等の適法な評価資質を有する中国の資産評価機関が発行した資産評価報告書を提出する機会が多いのですが、当該報告書の有効期間内(通常の場合には、評価基準日と経済行為の実施日までが1年を超えないこととされています(資産評価準則11条等))で、その評価基準日が合理的な期日であれば、この評価基準日の評価額をもって「持分譲渡価格」として税務当局は認めているようです。
- (5)「持分譲渡価格」についての税務上の公正価格の算出方法(評価方法等)についても、関連規範中に明確な規定は見当たりません。実際には、前記の適法な評価資質を有する中国の資産評価機関が発行した資産評価報告書による場合が多いのではないかとと思いますが、この点は、当該報告書に限定されるものではなく、譲渡対象企業の財務諸表等の資料によって計算した「持分譲渡価格」や、持分譲渡契約における約定価格(持分譲渡代金)でも税務当局は認める場合があるようです。

CHINA WEEKLY

(6) 本ケースでは、税務当局は、持分譲渡契約締結日の合弁会社の財務諸表上の純資産額をもって、A社の「持分譲渡価格」の確定を行うべき旨を説明しているようです。上記の方針には一応の合理性はありそうです。

3. 課税所得計算における通貨について

- (1) 698号文書4条は、「持分譲渡所得を計算する場合には、外国法人により譲渡される持分に係る中国の居住者企業への投資時又は原投資者から当該持分を購入する時の貨幣で持分譲渡価格及び持分原価を計算する。…」と規定しています。本ケースでは、A社は当初の出資を日本円で行っており、今回の持分譲渡における持分譲渡所得の計算は、上記の規定に従い、日本円をもって行うこととなります。税務当局の説明は、上記の規定の理解を前提になされているものと推測されます。
- (2) 698号文書中には、持分譲渡所得の計算時の適用為替レートについて明確な規定がありません。この点、前記のように、持分譲渡実行日を基準として当該日の公定レート(中国人民銀行・国家外国為替管理局が公表する中間値)をもって計算するのが法に整合的な理解とも考えることができますが、弊職が知る限り、税務上の公正価格の基準日と同様に、実務的には、厳格に適用為替レートの期日管理はなされておらず、持分譲渡実行日、実際納税日等、税務当局は、合理的と判断した任意の日の公定レートをもって持分譲渡所得の為替換算を行っているようです。
- (3) 本ケースでは、税務当局は、持分譲渡契約締結日の公定レートをもって人民元で表示される評価価額又は帳簿上の純資産価額を日本円に換算することを説明しています。上記期日の公定レートとすることに規範上の根拠はないと考えますが、実務的には、一応の合理性を有する計算方法であるといえると思います。

4. 外国法人の納税時における適用為替レートについて

- (1) 上記3で検討した適用為替レートは、持分譲渡所得の計算時のもので、外国法人が実際に企業所得税を納付する場合には、外国通貨で計算された課税所得(及び課税金額)を人民元に換算して課税処分をする必要があります。この場合に適用される為替レートは、税総函[2013]82号二条(四)において「企業が納税する当日」の公定レートとすることを規定しています。
- (2) 本ケースで、税務当局は、持分譲渡契約締結時の公定レートで持分譲渡所得を計算するとともに、課税金額についても、同日の公定レートで人民元に再換算する旨を説明しているようです。この処理は、国家税務総局の行政解釈規範である税総函[2013]82号二条(四)の規定と適合しないと思われ、その計算の根拠となる規範は不明です。

5. 延滞金(滞納金)について

- (1) 698号文書2条は、「外国法人が期限どおりに事実に基づき申告をしない場合には、税金徴収管理法の関係規定により処理する」と規定しています。「税金徴収管理法」は法令の正式名称をもって引用されていないのですが、2013年に改正された「税金徴収管理法」(以下「税管法」といいます。)を指すと考えるのが合理的であり、滞納金についても、同法に関連規定の適用を排除する法的理由は見当たりません。

CHINA WEEKLY

- (2) 税管法 32 条は、滞納金の料率を「税金を滞納した日から滞納税金の 10,000 分の 5/日の滞納金を付加して徴収する。」と規定しており、滞納金の料率は、0.05%/日となると考えます。この点、税務当局は、2%/日と説明しているようですが、おそらく、税管法 32 条は 2001 年改正時に 0.2%/日から現行の 0.05%/日に改正されていますので、従前の 0.2%/日の滞納金料率について何か勘違いをされているのではないかと思います。
- (3) また、本ケースでは、いずれの期日をもって「税金を滞納した日」とするののかも検討を要します。前記のように、698 号文書 2 条は、「源泉徴収義務者が法により源泉徴収せず、又は源泉徴収義務を履行するすべがない場合には、外国法人は自ら契約、合意に約定された持分譲渡の日（譲渡人が事前に持分譲渡収入を得る場合には、実際に持分譲渡収入を得た日）から 7 日以内に、持分を譲渡される中国の居住者企業所在地の主管税務機関（当該居住者企業の所得税の徴収管理に責任を負う税務機関）に企業所得税を申告して納付しなければならない。」と規定しています。しかし、本ケースでは、A 社は、外国法人である B 社に持分を譲渡しており、中国国内にそもそも源泉徴収義務者が存在しません。この場合に、上記の規定が適用され、「持分譲渡の日（譲渡人が事前に持分譲渡収入を得る場合には、実際に持分譲渡収入を得た日）から 7 日以内」が A 社の納税期限となるのかどうか明確とはいえません。
- (4) 実務的には、本ケースのような外国法人課税については、投資先企業、即ち、本ケースでは合弁会社が税務登記の変更申請を、税務当局が端緒として外国法人に対する納税申告・納税を求める場合が多いようです。本ケースのように、中国国内に源泉徴収義務者が存在しない場合には、納税協力義務を負う（国税発〔2009〕3 号 15 条 2 項を参照）投資先企業に対して「税務事項通知書」を交付し、投資先企業が納税義務を負う外国法人に当該通知書を交付した後遅滞なく納税することを求めているようです（税総函〔2013〕82 号 3 条を参照）。この課税実務は、本ケースのような場合には、「持分譲渡の日から 7 日以内」という納税期限を厳格に適用しないものとするのが合理的です。他方で滞納金の付加徴収の起点を明確にできない場合には、故意の未納税についても滞納金付加ができない結果を招いてしまいます。この点、明確な法的根拠が見当たらないのですが、おそらく、税務当局は、上記の税総函〔2013〕82 号 3 条の行政解釈を前提として、かつ、698 号文書 2 条に定める「持分譲渡の日から 7 日以内」という規定を参照し、個別に上記の起算点（合理的な起算日）を確定して運用しているのではないかと推測されます。

以上

露木・赤澤法律事務所
 弁護士 赤澤 義文
 外国法研究員 張 欣

～アンケート実施中～

(回答時間: 10 秒。回答期限: 2015 年 9 月 26 日)

<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>